印

学校感染症による出席停止について

学校において予防すべき疾病については「学校感染症」として定められており、 学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の措置をとることになっております。 出席停止の期間は、医師の指示に従って十分に静養して下さい。

また、他への感染の恐れがなくなり、登校できるようになりましたら、医師に、下記の「学校感染症治癒通知書」を記入して頂いて、担任へ提出をお願いします。

学校感染症 (例)

インフルエンザ (*出席停止期間注意)、麻しん、百日咳、風しん、 流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎 等

*インフルエンザの出席停止期間:発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日。

*上記以外にもありますので、ご不明な場合はご連絡下さい。

発症日	1日目	2 日目	3 日目	4 日目	5日目	6日目に登村	交可
			切り取り約	線 ・ ・			
	〔学	校感到	杂症沿	治癒通	知書)	
F•B 在	年 組 名	前前				<u></u>	
病名							
上記の病	名で	月	日~ 月	月 日ま	で加療して	いましたが、	感染
つおそれもた	なく、集団生	活ができる	5状態になり	ました。			

医療機関名 医師名前

広島翔洋高等学校長様

平成 年 月 日